

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年2月6日（平成30年（行情）諮問第67号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（行情）答申第31号）

事件名：学習障害を有する職員の復命書（特定課に対する開示請求）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定課に対する開示請求 学習障害を有する職員の復命書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月10日付け29受文科初第1779号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法8条に該当しない。

不存在決定をすべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「特定課に対する開示請求 学習障害を有する職員の復命書」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条1号の不開示情報に該当することから、法8条に基づく存否応答拒否（原処分）としたところ、審査請求人から、当該文書の開示を求める旨の審査請求がなされたところである。

#### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、職員の障害という個人の特性を明らかにする情報が含まれる文書であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、

公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。

本件対象文書が存在するというを明らかにした場合，特定課に障害を有する職員が存在することを明らかにすることになり，「当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（法5条1号）であるため，個人の権利利益を侵害することになる。

また，本件対象文書が存在しないということを明らかにした場合も，今後同様の開示があった際に，障害を有する職員の復命書が存在していた場合，存在することを明らかにしなければならなくなり，結果，前述の理由により，個人の権利利益を侵害することになる。

よって，本件対象文書の存否を明らかにすることはできないので，法8条により存否応答拒否としたところである。

### 3 原処分当たりの考え方について

文部科学省においては，本件対象文書に記載されている情報は，法5条1号本文所定の情報に該当するため，原処分の決定を行ったところである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年2月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同月23日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対して，審査請求人は，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分を妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は，文部科学省の特定課における学習障害を有する職員の復命書の開示を求めるものであり，本件対象文書の存否を答えることは，特定課に在籍する職員であって学習障害を有する者の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

(2) 本件存否情報は，一般に他人に知られたくない情報であり，また，関係者にとって，個人を特定する手掛かりとなり得るものであるため，法

5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、当該情報が同号ただし書きに該当する事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司